

KAIHO NAGANO KAIHO NAGANO

会報 ながの

第191号
平成26年 新年



長野県土地家屋調査士会



土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2. 公 正

品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。

3. 研 鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

表紙写真の説明 『初雪に包まれて』

前号から引続き山本幸雄先生の写真集「ふるさとの四季」より一枚。なお本号の中
ページにて「はかりの館」展示品の写真も掲載しています。

(会報編集委員長 大内一之)

迎春

平成26年元旦



長野県土地家屋調査士会

会長 芦澤文博

副会長(総務部担当兼
総務部長) 松本誠吾

同 (財務部・広報部担当
兼財務部長) 小山良生

理事(総務部次長) 竹花伸一

同 (総務部兼財務部) 寺島範昭

同 (総務部) 小林孝夫

同 (総務部) 西山登美男

同 (業務研修部長) 金田政孝

同 (業務研修部次長) 田口正幸

同 (業務研修部) 田中芳徳

同 (業務研修部) 森沢康次

同 (業務研修部) 伊藤肇

同 (広報部長) 猪飼健一

同 (広報部) 吉澤哲郎

同 (広報部) 田中昇



新年のごあいさつ

会長 芦澤文博

あけましておめでとうございます。

会員の皆様にはご健勝にて新年をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。

年頭に当たり、日頃より本会の事業運営にご理解とご協力をいただいておりますことに対し、心より御礼申し上げます。

本会で行う様々な事業の中で、特に会員の皆様に直接関係の深い事業として、研修会と相談会があげられます。

会員には法や会則で研修受講が義務付けられており、本会には会員が参加したいと思うような内容の研修会を企画実施するという責務があると考えています。研修会は、会員の役に立つようその目的、テーマの趣旨、方法についてよく検討したうえで実施することが重要です。我々土地家屋調査士にとって必要な、測量やパソコンの技術関係、法律関係の研修はもとより、最近特に必要性を感じています倫理、コミュニケーション能力、調停能力など様々な内容で、より効果的に充実した研修会を企画して参りたいと考えます。

更に、社会貢献の一つとしての意義ある「土地家屋調査士が行う無料相談会」も年々定着してきて、例年各会場で多くの相談があります。調査士の仕事を理解していただくうえでも、又実際の問題や具体的な相談事例に対応することで会員のスキルアップにも繋がりますので、今後も重要な事業として行って参ります。

昨年の総会での決議のとおり、長年の懸案でありました証紙制度を廃止し、4月から会費の

値上げとなります。会員の皆様には負担増となります、本会としてはより一層経費削減に取り組み、合理的な会の運営に心掛けていく所存ですのでご理解をいただきたいと思います。併せて、問題となっていました一部会員の証紙非貼付・会則違反につきまして、総会の承認に基づき、年計報告書と証紙販売実績の関係調査を実施しています。今後その調査結果を元に、会員の不公平感が是正されるような措置を検討して参ります。

これから来年度の事業計画、予算編成の時期になりますが、役員、事務局と協力して会の運営に努めてまいります。調査士会の運営には、役員だけでなく会員の皆様がそれぞれの立場で、積極的な関わりを持って頂くことが会の活性化につながると思います。今後も会員の皆様のご協力をよろしくお願いします。

会員の方々から最近仕事が忙しいという声や、法務局への申請件数も増加しているということを聞きます。又、昨年開催が決まった東京オリンピックやリニア新幹線がもたらす波及効果も期待でき、先行きに少し明るい兆しが見えてきたかと思われますが、4月からの消費税増税による影響も懸念され、まだまだ先行き不透明な状況です。

本年が皆様にとりましてご健勝で益々発展される年になりますことを祈念いたします。



年頭の御挨拶

長野地方法務局長 吉岡欣三

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、佳いお年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

年頭に当たり、平素より法務局の円滑な運営に格別のご理解とご協力をいただいておりまることに対し、心から御礼申し上げます。

さて、未曾有の被害をもたらした東日本大震災から、既に2年9か月余りが経過しましたが、被災地域では今もなお復旧・復興の途上にあります。法務局では、引き続き倒壊または流失した建物の滅失登記、登記所備付地図の修正及び境界の復元等の事業を進めているところであります。これらの事業は、被災地域の復興に向けて必要不可欠な事業であり、法務局に寄せられている期待や、果たすべき役割は極めて重大なものであり、全国の法務局と法務本省とが一丸となって被災地域の復興を目指し取り組んでおります。

当局における地図情報システムの稼働状況につきましては、昨年3月1日より管内全庁において地図情報システムによる交換サービスが提供できることとなり、現在順調に稼働しております。

また、オンライン申請の利用促進につきましては、貴会を挙げての御支援と会員の皆様の御協力により全法務局の中でも高い利用率を示しており、この誌面をお借りして、心から感謝申し上げます。今後もさらに利用しやすい環境づくりと利用者促進に取り組んで参りますので、変わらぬ御支援と御協力をお願い申し上げます。

ところで、登記所備付地図の整備につきまし

ては、各分野から整備推進への要望が寄せられ、高精度の地図に対する国民のニーズはますます高まっております。当局では、本年度、飯山支局管内において登記所備付地図作成作業を実施してまいりましたが、作業を通じて多くの住民の皆様から期待を寄せられていることを実感しているところです。引き続き、平成26年度は、本局管内において実施を予定しております。これら地図関係の諸施策につきましては、貴会の会員の皆様の御協力が不可欠であり、今後とも、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さらに、筆界特定制度は、創設後7年が経過し、法務局が主体となる境界紛争解決制度として、国民の皆様に定着してきているものと考えております。貴会会員の皆様には、筆界調査委員として極めて大きな役割を担っていただいている、この制度が国民の信頼に応え得る確固たる制度として発展していくために、この点につきましても、引き続き御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

今後も、法務局といたしましては、国民の皆様の期待と信頼に応えるため、職員一丸となって適正・迅速な事務処理を始めとした各種施策の充実・推進に努めてまいりたいと考えております。

この一年が、長野県土地家屋調査士会並びに会員の皆様にとりまして、実りの多い一層の飛躍の年となりますよう祈念申し上げ、年頭の御挨拶とさせていただきます。

「新春特集」誌上インタビュー



年男に聞く



今年、年男を迎えた会員に寄稿いただきました。



飯山支部 江 尻 義 雄

(昭和5年生)

(1) あなたが調査士になった
きっかけは？

昭和28年 23才のとき、測量士補の受験をしたところ運よく合格、その年4月に登録、入会、飯山支部岡山区会に所属、研修会のたびに先輩の先生方から酒買いの役を頂き一生懸命使い走りをした記憶があります。その分先輩方からご指導も充分頂き、この時期が結構楽しかったことを記憶しております。

(2) 思い出に残っている仕事は？

昭和42年に野沢温泉街の借家事務所で調査士、司法書士、行政書士の事務所を移転し専業的に業務を開始、当時バブル期のせいもあって、事務所移転のあいさつ廻りをしたところ1日で1ヶ月分以上の発注を頂き大変ありがたく勇気と希望を実感しました。あれから60年、めまぐるしく変わる関係法令、法務局の統廃合、そしてコンピュータ化、オンライン申請…この道一筋60

年、自分ながらよくぞついてこれたなーと思い会員の方々に感謝しております。

(3) あなたの趣味は？

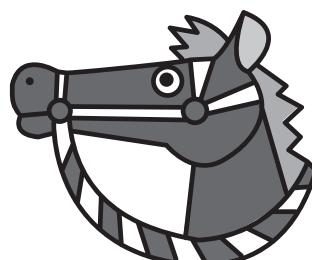
無趣味の私ですが、ゴルフブームの頃熱病に犯されたように連日ゴルフ練習場に通い練習場長から感謝状を頂きました。本番ゴルフとなると中々スコアが伸びず77才のとき遂にウォーキングと山歩きに変更し各地のウォーキングに参加してきました。

(4) あなたの健康法は？

これからも毎日歩き、信越トレイルの山歩きを続けたいと考えています。

(5) 調査士会と会報へのご意見は？

毎号の会報が楽しみです。編集委員の方々ご苦労でもよろしくお願ひいたします。





長野支部 山下 健 弘

(昭和17年生)

(1) あなたが調査士になったきっかけは？

父、叔父が土地家屋調査士、司法書士をしていた関係で、測量関係の仕事に興味があり、それがきっかけになったと思います。

(2) 思い出に残っている仕事は？

過日、建物を取り壊し、新築したので登記をお願いしたいとの依頼を頂き、書類を調査したところ、40年位前に依頼者のお父さんであろう方の私が作成した建物図面が出てきました。早速調査に伺い懇談しましたが、依頼者のお父さんは十数年前に他界されていました。当時の書類を見せていただき、懐かしく当時のこと思い出しました。

(3) あなたの趣味は？

読書、映画、囲碁



佐久支部 長谷川 修

(昭和29年生)

(1) あなたが調査士になったきっかけは？

父親が土地家屋調査士だったことと、大学を卒業した昭和51年頃は、今ほどではなかったけれど就職難の時代だったので、家業を継ぐのが楽だと思ったからです。

(2) 思い出に残っている仕事は？

真冬に雪をかき分けながら境界杭をさがしたことと、見つけたときの感動。

(3) あなたの趣味は？

(4) あなたの健康法は？

運動不足と指摘され、早朝散歩を出来るだけ行っていますが、寒くなると実行が厳しいと感じています。

(5) 調査士会と会報へのご意見は？

以前、会報編集の一部員として作成に携わり会員各位への原稿の依頼、レイアウト、数回にわたる校正を担当した事を思い出し、編集委員さんのご苦労を感じます。昨今のインターネットの普及、これを利用する時代に変わっていくのかな？

(6) その他

CPD制度について、当会サイトに公開しますとなっていますが、希望者により公開、非公開となったことに疑問を感じました。公開するなら全員で公平かつ、はっきりした指針で行うべきと思いました。

最近は、蕎麦打ちに熱中している。少し練習すれば誰でも出来ると思って始めたが、なかなか思うような蕎麦になりません。

(4) あなたの健康法は？

若いときは、よく食べ・よく寝ることだったが、今は食べ過ぎないことよく寝ることに変わっています。

(5) 調査士会と会報へのご意見は？

「会報ながの」の編集ご苦労様です。大変だと思いますが、これからもよろしくお願い致します。



松本支部 宮下 照也
(昭和29年生)

(1) あなたが調査士になったきっかけは？

私が学生だったとき、調査士をしていた父が病気により長く仕事が続けられないことが判り、相談を受け仕事を継ぐことにした。

(2) 思い出に残っている仕事は？

いい思い出は余り記憶に無く、失敗した仕事



飯田支部 日置 善隆
(昭和41年生)

(1) あなたが調査士になったきっかけは？

高校卒業後、測量の専門学校へ進学し地元の測量会社へ就職しました。

測量会社は思っていた以上の厳しさで（山中の測量約2ヶ月間、もちろんテント生活）先も考えず会社を辞めてしまいました。

とりあえず就職しなければと思い、職安へ行くと「測量経験者優遇」の文字が…

この文字に魅かれ仕事の内容も分からぬまま調査士事務所へ就職したのが土地家屋調査士との出会いでした。

補助者として実務処理を行っていると、調査士の良さ（依頼者から感謝される事、将来性等）が見えてきました。その頃土地家屋調査士の資格を取って開業しようと思い立ちました。

(2) 思い出に残っている仕事は？

地主さんと隣接所有者の仲があまり良く無かった立会いです。

隣接所有者の自宅へ、2回・3回と足を運びましたが立会いに応じてくれず、4回目のお願いに行った時、「明日の朝5時にしてやる」との事。

が苦い思い出として残っている。特に若い頃に失敗例があり、依頼者他周りの人に助けられ何とか乗り切られたことに感謝しており、その経験が今の自分を育ててくれたと思っている。

(3) あなたの趣味は？

読書（特に時代小説）

(4) あなたの健康法は？

休みの日に家でゴロゴロしながら、本を読む

(5) 調査士会と会報へのご意見は？

特になし

翌朝来てくれるか心配しておりますが顔を出して頂き、懐中電灯を照らしながらなんとか境界確認したのを思い出します。

(3) あなたの趣味は？

プロ野球 阪神タイガースの応援です。甲子園球場・東京ドーム・神宮球場・名古屋ドームと応援に行っております。

「勝っても負けても虎命！」

(4) あなたの健康法は？

耳が痛いですが、これといって何もやっておりません。

そろそろヤバイ体型になってきておりますので、これを機にダイエットを始めようと思います。

(5) 調査士会と会報へのご意見は？

役員の皆様には、会報をはじめ研修会等、本会事業の運営に大変ご苦労様でございます。

(6) その他

早いもので開業19年目、4回目の年男。

支部役員をはじめ、地元の役員を仰せつかる歳になってしまいました。

諸先輩方のご指導を頂きながら、一つ一つ乗り越えて行きたいと思います。宜しくお願ひ致します。

静岡会研修会（2013.11.19）への参加報告



平成25年11月19日、前回（平成25年8月26日）に続き、静岡会開催による「災害時ににおける家屋被害認定に関する研修会」に参加して参りました。前回の報告については、会報ながの第190号に掲載されていますので、ぜひご覧ください。

今回の研修は、平成25年6月に「災害にかかる住家の被害認定基準運用指針」が改訂されることを受け、内閣府防災担当の職員を講師にお招きし、改訂内容をふまえて当該指針および被害認定にかかる説明をしていただきました。調査士会員の他、県下市町村の職員（被害認定や罹災証明を交付する部署の担当者）も多数出席していました。

静岡会：米澤實会長の挨拶

会員に対して「普段から、自らが被災に強い体制を整えておいて欲しい」ということを特に強調されていました。行政と災害協定を結んでいる以上、協力する者が被災を受けて動けないということのないように、ということでした。

研修会について

○被害認定の概要について

今回改訂された点は、『発災から罹災証明が発行されるまでのスピードが自治体によって異なり復旧に大きな差が出てしまうということのないように』とのことから、『遅滞なく』罹災証明を交付する旨の規定が追加され、義務化さ

れました。

説明の中で、「被害認定を迅速・的確に行ってください」ということを何度も強調されました。

○災害にかかる住家の被害認定について

災害3パターンのうち「地震災害」（ほかに風害・水害）にかかる住家の認定判断に関して、詳細説明がありました。

○研修資料について

内閣府のホームページからも閲覧することができるところです。興味のある方は是非ご覧ください。

災害対策関連事業に関する静岡会の現状

（役員さんとの意見交換から）

○研修会の開催

今回のような「被災家屋認定調査に関する研修」は、静岡会主催で県下市町にて頻繁に（年4～5回）行っているそうです。

○災害対策マニュアルについて

各支部に持ち帰り内容を精査しているところで、実情に合わせてより的確な運用ができるよう改訂していくそうです。

○災害訓練（連絡網訓練）について

本会レベルでは、3ヶ月に1回程の頻度で日を決めて、会員側から連絡網担当者に連絡を入れるというような連絡網訓練を行っているところです。

本会とは別に、支部レベルで独自に連絡網訓練をおこなっている支部もあるそうです。

連絡網携帯版を作り、身分証ケースに入れて

常時携行するようにしているそうです。

今回の研修会に参加して感じたこと

東海地域は大規模災害が予測されマスコミなどでも常に取り上げられています。

災害に対する関心も高く、危機感も非常に強く、現実的な身近な問題として捉え取り組んでいます。

長野県も地震や河川氾濫や土砂崩れなど、いつ・どこで・どのような規模で災害が起こってもおかしくありませんし、発災の可能性も高いと思います。これらを想定し、万一に備え、体制を整えておく必要があると強く感じました。今後長野会の事業として何ができるか・何をすべきかを精査検討していかなければなりません。静岡会の災害対策事業を参考に、思いついた点を列挙します。

対内的事業（会と会員との関係において）

万一会員が被災した場合を想定し、一日も早く日常業務を再開できるようになるためには、会として何をすべきか、どのような準備が必要か。

○連絡網訓練について

状況把握ができなければ対応のしようもないため、災害時に連絡網が十分機能するよう、平時から連絡網の訓練を定期的に行う必要があります。

目指すところはトップダウンの確認連絡ではなく、会員から自主的に安否連絡が来るようになります。

具体的にどのようにおこなうかは、今後実施と検討を重ねて行くことになります。

○防災意識の喚起について

個々の事務所の危機管理は、基本的には自己責任です。万一被災された際に一日も早く日常

業務に復旧復興できるためには、日頃から防災体制（データのバックアップ・重要書類の保管方法など）を強化しておくとか、場合によっては十分な保険に加入するなど、個人努力で対応していただくことに尽きます。

会としては、防災意識の喚起や、危機意識の持続を恒常的にアナウンスしていく事かと思います。

対外的事業

会員が被災した場合の対応に留まらず、一步踏み込んで、災害時に長野会が提供できる社会貢献事業を検討していくことも必要と考えます。

○行政との災害協定について

静岡会のように、被害家屋の認定調査に協力するといった行政と災害協定を結ぶことも一案だと思います。この活動は広報事業的な意味も含み、調査員養成のための研修事業とも強く関わります。罹災証明発行から滅失登記などの手続受託に繋がれば職域確保へと帰結します。直接的な報酬には直結しないかもしれません、社会貢献活動を通じ、行政からの信頼が増すとか、市民に土地家屋調査士の存在が広く浸透する、など見込まれ、公嘱業務や日常業務への波及効果も大いに期待されます。

調査員の育成方法、人員確保、研修の継続開催など、いろいろ課題はありますが、個人的に関わるものでもないことや、広報的な効果を考えると、会の事業として検討する価値は十分あると思います。

平成25年6月の「災害にかかる住家の被害認定基準運用指針」の改訂により罹災証明発行の迅速性・的確性が義務化されたことで、認定判断に精通した職員をどれだけ育成できるか、災害時にこの作業に携われる職員をどれだけ確保できるか、市町村にとって大きな課題・負担を

抱えることになった状況にあります。行政に対して被災家屋認定調査の協力を提案するには、非常に良いタイミングです。

ところで調査方法や報告書記載事項をみると、土地家屋調査士でなければできないというような内容でもなく、設計士や行政書士なども十分関われるように思えます。当会単独ですすめるとしたら、他土業に先駆け、直ちに事業検討すべきと考えます。

視点を変えて、他土業と共同でおこなうのもおもしろいのではないかと思います。行政への提案・研修会の継続開催・人員育成や確保など、共同でおこなえば負担も軽減するでしょうし、世間に与えるインパクトも大きいのではないかと思います。長野会方式といった形も是非検討してみたいと思います。

その他事業

○災害の想定について

長野県は広いです。地域によって特徴のある災害が想定されます。

防災対策に関して適切な指導をするためにも、行政との災害協定を検討するにも、地域の状況を的確に把握しておかなければなりません。

支部の協力をいただきながら、想定される災害を考えて行きたいと考えています。

○災害対策マニュアルの精査について

社会貢献活動をすることになったら、活動にかかる費用の捻出をどうするかなど、現行マニュアルの見直しも必要になるかと思います。

連絡網訓練の結果や、地域の特色をふまえた防災・減災対策を検討し、発災時にきちんと機能すべく、マニュアルを精査する必要もあります。これに関しては、地域の状況・情報を把握している支部の協力が不可欠ですので、その際には宜しくお願ひします。

現段階では個人的な見解が中心ですが、今後本会総務部に提案し検討していきます。

皆さんもご意見がありましたら是非ご提言ください。

**政治連盟に加入しましょう
政治連盟は調査士制度発展のために
力を尽くします**

長野県土地家屋調査士政治連盟

会長 上原 兼雄

〒380-0872 長野市大字南長野妻科399番地2

電話 026-232-4566

FAX 026-232-4601

「土地家屋調査士会の行う無料相談会」感想文



無料相談会を終えて

松本支部 南百瀬 元

今回、はじめて土地家屋調査士無料相談会に参加しました。私は相談員のもとで相談補助員を務めさせていただきました。

調査士の無料相談会によせられる相談の多くは土地の境界問題だと勝手に考えていましたが、実際によせられた相談は想像以上に複雑で、私たち調査士だけで対応することが難しいものについては弁護士の相馬先生に同席していただきました。

どの方も大変切実な思いから相談にこられており、その中でも長年借地の問題について悩まっていた女性の方が、相馬先生の「そんなに悩まなくてもいいですよ。」という言葉をうけて、「肩の荷が下りました。」と涙を流されていたの

が非常に印象的でした。

予定では相談1件あたり30分程度ということでしたが、丁寧な対応を心掛けたためか、いずれの相談も1時間ほどの時間を要してしまいました。もう少し簡潔に話をまとめ、アドバイスをする必要があったかと思います。

相談会を終えて、あらためて調査士には幅広い知識、経験が必要であることを痛感しました。相談を受ける立場でこのようなことを言ってはいけないとは思いますが、今回相談会に参加させていただいたことにより、逆に自分自身にとって大変よい勉強になりました。私も相談者の肩の荷を下ろすことができる調査士になれるよう精進していかなければならぬと感じました。



土地家屋調査士による無料相談会に参加して

松本支部 等々力 岳夫

昨年11月30日、松本市勤労者福祉センターにて開催された土地家屋調査士による無料相談会に参加させていただきました。

お話をいただいたときは、私に補助とはいえる相談員など務まるだろうかと不安を覚えたのですが、勉強させていただくつもりでお引き受けしました。勉強不足を痛感することにはなりましたが、他の相談員の方々並びに顧問弁護士の先生の対応を拝見するだけでも得るものがあり、

やってよかったですと思っています。

私の担当した席で対応した相談者は5組の方々だったのですが、印象に残ったのが「自分が造った壁が、土地を売ったあとに崩れたりした場合、さかのぼって責任を問われるのか」という相談に関して、「責任を負うのは崩れたときの所有者であり、造ったのが前所有者だからといってさかのぼって責任を追うことはない」という顧問弁護士の先生の答えでした。今後このような

問題も勉強し、相談者の方に的確に対応できるようになりたいと思いました。

相談者の方々には失礼かもしれません、やはり相談内容は法律問題そのものというよりも、隣接者との感情のもつれが原因であることが殆どのように思いました。我々も業務のなかで、

隣接地権者を交えた境界立会いを行うわけですが、「十分な説明といいますか、ケアが必要なのだな」と感じました。

今回このような機会を与えていただき、大変感謝しております。



無料相談会に参加して

長野支部 松澤 光一郎

去る11月17日、無料相談会に相談員として参加させていただきました。

長野支部では3会場で行い、私は長野市北部の担当として「もんぜんぶら座」という会場にて参加いたしました。

会場では3組同時に相談できるようセッティングし、それぞれ相談員と記録係の2人体制で相談者をお迎えしました。

私の参加した会場では、午前中から予約が数件入っており、開始直後から全員で対応する、まずまずのすべり出しだした。

私が担当した相談者の方はご年配の女性の方です。

現在借りている土地を地権者から譲っていただけのこととなり、それに加え隣地の方からも土地を一部譲ってもらう予定だそうです。

その際の土地に関する取得の流れや登記の手続きの流れ、又境界の確認方法などを知りたいとのご相談でした。

内容的に調査士のみでなく司法書士の手続きも含まれる内容でしたので、それを説明した上、手続きの流れをお話しさせていただきました。

今回のような相談員として相談会には何度も出席させていただきましたが、このようないかにも土地家屋調査士への相談らしい相談を受け

たことは初めてだったので、張り切って対応させてもらいました。

相談者の方は私のつたない説明にも関わらず一生懸命メモをとられて、相談は終了いたしました。

その際、何度も私どもに感謝の言葉をいただき、土業冥利につくる思いを感じさせていただきました。

午後になり相談者の数は少なくなりましたが、それでも1件対応させていただき、こちらは打って変わって隣地間の境界争いの相談です。

こちらの話を書き始めると、とても原稿がまとまりませんので省略いたしますが、解決への道はつくづく互いの譲り合いと認め合いが必要だと感じる内容でした。

無料相談会も回を重ねるにつれ、全ての相談員が相談者の満足のいく結論まで持っていくことができるようになったと感じられます。

相談員の育成や確保など問題もいろいろあると思います。しかし無料相談会が社会に貢献できていることを実感できることも事実です。

今後とも協力できることは積極的に協力し、土地家屋調査士の知名度や必要性を広めていきたいと考えます。



平成25年度松本支部研修旅行

松本支部理事 田中芳典

平成25年度の松本支部研修旅行は、『立山黒部アルペンルート・黒部峡谷トロッコ電車の旅』であった。例年とは異なり10月27日、28日の1泊2日の行程であり、近くで遠い黒部ダムを楽しもうと企画された。参加者は正副支部長をはじめとする会員20名。

出発日に長野県を通過するかと冷や冷やしていた過去最大級の台風27号は何とか逸れたものの、空は厚い雲に覆われ、小雨が降る中の出発となった。トロリーバス乗場である大町市の扇沢までは、僅かに40分程である為、乾杯後は充分なアルコール補給する間もなくバスを降りる事となった。

黒部ダムに向かうにはトロリーバスに乗って、「関電トンネル」を抜けなければならない。この「関電トンネル」は、ダム建設が開始された 당시に資材運搬用に掘られたトンネルを利用してある。映画、『黒部の太陽』の舞台でもあり、掘削中に“破碎帯”から大量の冷水が噴出し、多くの死者を出すという大変な難工事となった場所である。トロリーバスに乗り、曲りくねったこのトンネルを通っていると、「長野県」と「富山県」の県境の表示板や、“破

碎帯”の場所を示す表示板が目に飛び込み、当時のとてつもない工事にかけた関係者の気持ち、状況が頭をめぐった。

トロリーバス到着駅から黒部ダム展望台までは地下通路を通って220段の階段を登らなくてはならないのだが、いつも簡単に登りきってしまう諸先輩方の気力・体力に驚かされ、自分も日々の鍛錬を怠ってはならないと感じた。

覚悟はしていたが、ダムは小雪が混じる雨。しかし、目の前に現れた巨大建造物「黒部ダム」と、ダムによって塞き止められた渓流が作り出す「黒部湖」の雄大で壮大なその光景に、暫くの間釘付けになった。

その後、ケーブルカー、ロープウェイを乗り継ぎ、標高2450mの室堂まで向かった。周りはガスに包まれ、積雪4cmの銀世界。レストラン



立山で昼食後、寒さから予定を1時間繰り上げて、宇奈月温泉に向かった。

宿泊場所は宇奈月ニューオータニホテル。予定時間の繰り上げもあり、宴会まで2時間ほどあるチェックインとなった。素晴らしい温泉につかり、冷えた体を十分温め宴会へ臨む態勢が整った。

いよいよ研修旅行の目玉である宴会が北村先生の乾杯により始まった。私の下手なゲーム進行でしたが、宴会部長の手助けにより、親睦ゲームも大変盛り上がり楽しい時間を過ごすことが出来た。



2日目は前日が嘘のような晴天。黒部峡谷鉄道トロッコ電車で終点「欅平駅」に向かった。

トロッコ電車は電力会社の工事用運搬目的で作られたものを利用している為、幅2mちょっとのとても狭い列車であった。私たちの車両は窓がついていたが、オープン車両もあり、随分寒い思いをしている観光客も多数いた。乗車中は素晴らしい紅葉と自然が創り出す美しくも険しい景色に目を奪われたが、最近トイレが近い私には1時間20分の乗車時間は我慢の時間となつた。

欅平駅では河原展望台の足湯や黒部川の本流に架かる「奥鐘橋」、岩壁をえぐり取って作ら

れた歩道「人喰岩」を散策し、宇奈月駅へと戻った。



お昼は黒部アルペン村大辻屋で、ボリュームたっぷりの海鮮丼と鱈寿司を頂いた。大変おいしく、お土産に買い求めようと売店に向かったが、まさかの売り切れ。お土産は「大辻の鱈寿司」と決めていた私には大ショックであった。

最後に魚津の埋没林記念館で、約2000年前に埋没した原生林を見学して、松本へと向かった。帰りの車中、ビンゴシャーター宮下新会員の司会のもと「ビンゴ大会」が楽しく行われた。まさかの当選者なしで2回ビンゴを行うというハプニングもあったが、最後まで楽しい時間を過ごすことが出来た。

今回、初めて理事という立場で旅行に参加させていただき、改めて役員の大変さを感じました。「司会進行」や「天候による目的地への影響」等、反省しなくてはならない事も多々ありました。正副支部長、坂上総務部長をはじめとする参加会員の皆様のおかげで、全員怪我や病気もなく、無事研修旅行が出来たことを、総務部旅行担当理事として心から感謝いたします。



飯田支部研修旅行

飯田支部 唐澤 充

飯田支部の研修旅行は平成25年10月19日、20日、21日の3日間の日程で「東北・仙台及び三陸海岸復興観察の旅」へ行きました。今年の参加者は正副支部長を始めとする会員11名でした。小雨の中、早朝5時に飯田を出発。佐久平駅より新幹線を乗継ぎ昼前に仙台駅に到着した時には曇り空から若干の木漏れ日が見えるくらいに天候も回復していました。



場所を塩釜港に移し昼食後、塩釜湾から三島湾へフェリーで移動しました。松島港到着後、現地ガイドの説明を受けながら、日本三景のひとつ松島及び瑞巌寺を観光。松島湾に点在する島々のおかげで津波の被害も少なかったというお話を聞きしました。しかし、地震の影響で海岸付近の地盤が1m近く沈降してしまい、盛土をしたり津波により海水が入って来た為、国宝瑞巌寺（伊達正宗の菩提寺）の参道の両脇の杉林が半分くらいが枯れていて、パンフレットの表紙にある薄暗い参道の奥から光が差し込むという景色ではなく、とても日当たりのよい参道となっていました。ただ、今まで日の当たら

なかた林の奥に日が差し込むようになり、数多くあった磨崖仏が見やすくなったということでした。

移動のバスでは、M先生作成による震災に関するペーパーテストが行われ、その結果、ほぼ震災に関する記憶を無くしていた私が、旅行記の栄誉を手にすることとなりました。

その夜は仙台の市街地に泊まり、仙台の夜を満喫しました。ちょうど仙台で楽天VSロッテのクライマックスシリーズが行われており、楽天が3タテしていれば、この日は日本シリーズ進出が決まり仙台の街は…というのも少し期待していたのですが、残念ながらこの日はまだマジック1になっただけの為か、街がすごく盛り上がっているという感じでもありませんでした。



2日目は小雨の中、気仙沼で地元の語り部の方「熊谷さん」の案内を受けながら震災当時のお話を聞きしました。現地はようやく復興計画等ができ、区画整理事業の造成が始まったばかりで、建設されている建物はまだ数える程、街が再生されていると感じるにはまだ時間がか

かりそうでした。現地に当時から残っている建物等には津波到達高さ等がしるされており、テレビで見た当時の様子をあらためて思い出しました。防潮堤防の建設設計画については、賛成と反対の二つの意見が対立しており、なかなか方針が決まらないというお話をしました。

その後、雨天の為、奇跡の1本松の見学を車窓見学に変更し、当初予定には無かった我が支部長S先生の地元である釜石へ足を延ばすことになりました。釜石では、S先生による現地ガイドと共に、地元のS先生の旧友からアワビの刺身や焼きウニ等の差し入れを頂き、とてもおいしくごちそうになりました。

それから、内陸の花巻方面へ向かい、山の中の宿での宿泊となりましたが、この2日間日頃食べ慣れない新鮮な海の幸を十二分に堪能していた我々は、この夜出てきた食事にあまり箸が進まなくなっていました。

3日目は快晴の元、平泉の世界遺産、毛越寺と中尊寺を観光しました。中尊寺は名前だけは



良く聞きますがそれ以外まったく知識を持っていなかったので、中尊寺が結構キツイ坂の上にあるのに少し驚きました。昼に、名物わんこそば（給仕がつかないセルフのもの）を頂きました。

帰りは花巻空港より空路小牧空港へ向かい飯田へと無事帰ることができました。20数年前受験の為だけに一度行って以来、実質初めての東北地方。三陸海岸復興視察は色々な刺激を受けとてもいい旅になりました。幹事のH先生を始め皆様大変お世話になりました。

詰将棋

第17回

詰将棋の問題図



※解答は34ページにて掲載

(長野支部 北原匡尚)

【第1図は初期局面】

	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
九										王
八										星
七										
六										
五										
四										
三										
二										
一										

先手 金桂

第33回関東ブロック協議会親睦ゴルフ大会報告



新年明けましておめでとうございます。本年も会員の皆様と長野会にとってよい年になりますようお祈り申し上げます。

さて昨年の10月28日、第33回関東ブロック協議会親睦ゴルフ大会が茨城会の当番により「茨城ゴルフ倶楽部」で開催されました。ここは昨年5月女子プロのメジャー大会である「ワールドレディースチャンピオンシップサロンパスカップ」、そして当日の1週間前には「日本オープンゴルフ」が開催されたという東日本を代表するコースです。また距離の長い東コースと池越えの多い西コースの36ホールからなる戦略性に富んだ名門コースと大会実施要領に記載されていましたが、なるほどその通りでした。

今回長野会は芦澤会長以下精銳6名で参加しました。前日に全員ホテル集合で、会長のみ前夜祭に参加して頂き、他は近くの居酒屋で前祝し2次会は私の部屋で取り留めなく行いました。ところでK先生とT先生居酒屋の後どこまで買い物に行かれたのでしょうか？携帯が無いの、タクシーが無いのと、酔った体で重い荷物を持ってあんなに歩かれたのでは明日に影響が…

当日は快晴無風で暑くなく、寒くなく絶好の

上田支部 竹花伸一

ゴルフ日和でした。スタートのティーグラウンドでは、フラットで広々としたコースに見えましたが独特の緊張感からか、いきなり右の林に入れてしまい、出すのに4打上がって2桁と散々な、いやいや、いつもどおりのスタートでした。渦を巻いたような絡み付くラフ、難しいグリーン、何をどうやってもやっぱり練習しなれば、実力以上のものは出ないです。お昼に他の皆さんもダメだ、ダメだと落ち込み気味。

さて成績ですが個人優勝は茨城会の村上会員（グロス83）団体優勝も茨城会でした。そりゃあんめ。

彼等の承諾は得ていませんが、長野会の成績を報告します。参加者147名中、芦澤会長（グロス87）52位・小林会員（グロス91）78位・田中会員（グロス97）79位・寺島会員（グロス112）89位・猪飼会員（グロス100）90位・越取プロ（グロス92）95位・竹花（グロス122）139位・団体戦9位（12会中）でした。私はB.B狙いでしたが下には下がいるものですね。

今年は栃木会が当番で開催されます。秋には長野会の実力を見せるべく、大勢のゴルフ好きの皆様の参加をお願い申し上げ大会報告と致します。



日調連便り

日調連常任理事 中塚 憲

新年のご挨拶

長野県土地家屋調査士会の皆様、あけましておめでとうございます。午年の本年が、皆様にとりまして雄飛の年となりますようご祈念申しあげます。

私は連合会の役員として、5度目の年明けを迎えました。1期目は広報部理事、2期目は常任理事研修部長として、そして今期は常任理事総務部長を仰せつかっております。各種委員会・PT（プロジェクトチーム）等では、登録審査会委員、日調連特定認証局運営委員会委員長、オンライン登記推進室室長、特別研修運営委員会副委員長、業務受託環境整備PT、法改正対応PT委員、法整備ワーキンググループのオブザーバーを務めています。

今期から、3期務めさせていただいた長野会の役員を離れ、連合会に専念する形となり、昨年は、全国ブロック会長会同、全国会長会議の運営や、日調連特定認証局の民間移行（全国8ブロックの担当者会同での説明）、領収証の様式改定等に携わってきました。本年も、林千年連合会会長、総務・財務担当加賀谷朋彦副会長の下、一意専心、会務に邁進してまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひをいたします。

さて、連合会では、本年1月15～16日に第2回全国会長会議および新年賀詞交歓会を開催い

たしました。その会議の席上では、連合会が、各土地家屋調査士会の会長に意見を聞きたい案件に続き、平成26年度の連合会の事業方針大綱、事業計画の案をお示しました。その内容等については、また芦澤会長より皆様に報告があろうかと思いますので、私からは総務部に関係した事柄について、1点だけ触れさせていただきます。

どんな事業も、連合会、各土地家屋調査士会、各会員それぞれがなすべきことをなすことによって、形作られ、成し遂げられています。詳しくは、月間「土地家屋調査士」や連合会ホームページ等をご覧いただくとして、今年、連合会で予定されている「日調連特定認証局の民間移行」は、まさにこれであろうと思っています。

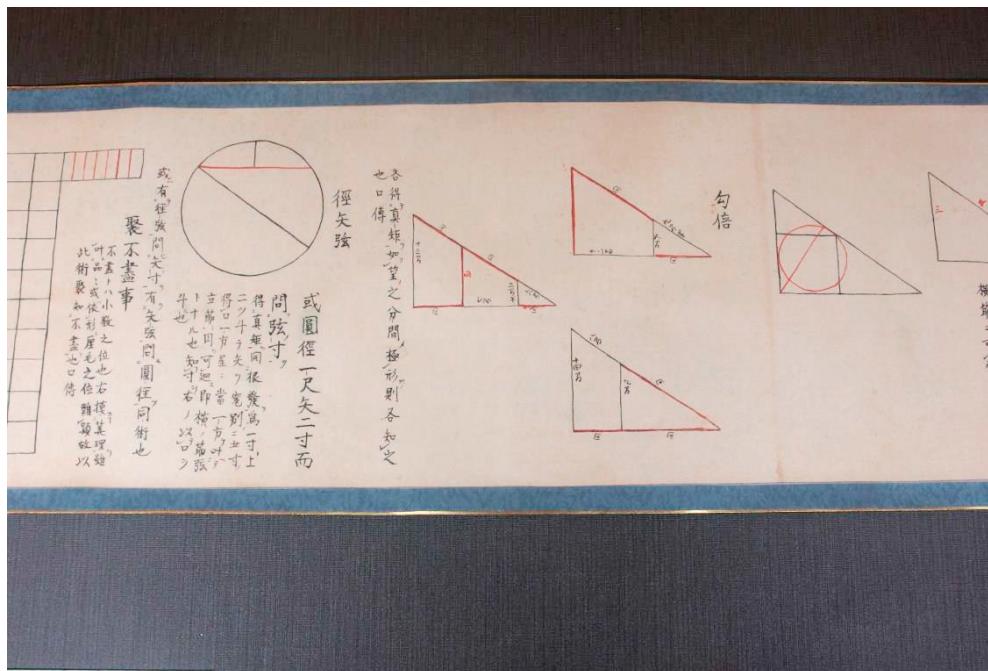
民間移行とは、今現在使われているICカードを、移行後の新認証局による新たなファイル形式の電子証明書に切り替えるというもので、業務（電子申請）に直結する事業でもありますので、できるだけスムーズに進めていきたいと考えています。この移行に際しては、会員の方に直接、連合会へ電子証明書を申込んでいただくことになります。切替の時期は今年10月から来年3月までの5ヶ月間を予定していますが、申込書は8月から発送されますので、会員の皆様には、なにとぞ連合会の会報、ホームページ、長野会からの通知等にお目通しいただき、できるだけ早く申込みくださいますよう、よろしくご理解とご協力を願い申しあげます。



「はかりの館」見学報告②

会報編集委員 武田尚之

今回から「はかりの館」の展示物の一部をご紹介します。



清水流測量術秘伝書

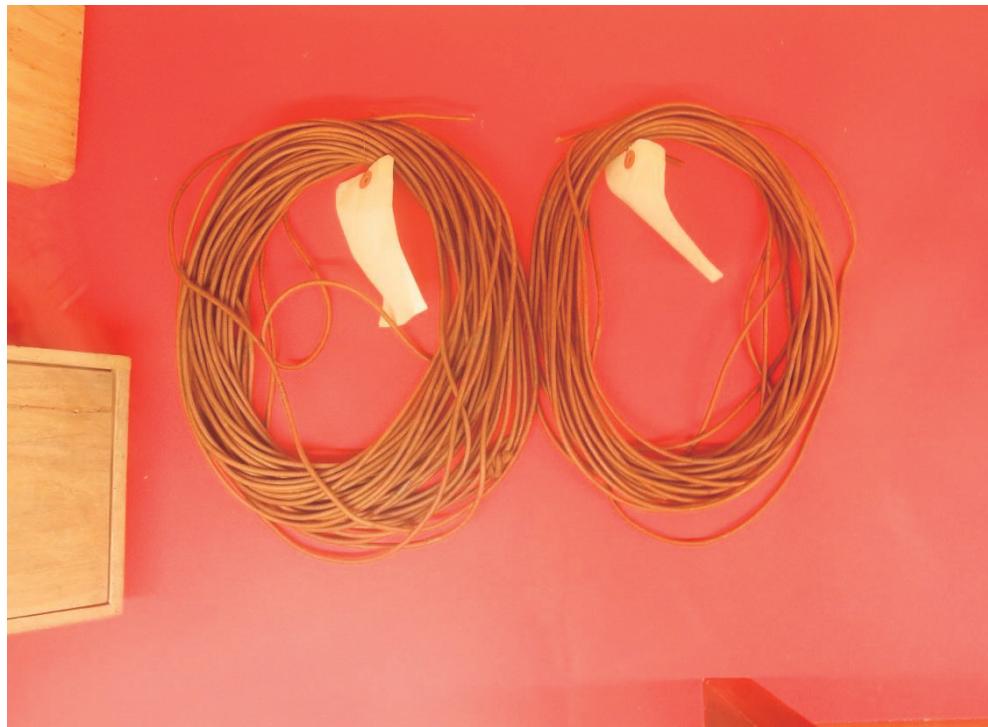
江戸時代中期元禄頃、清水貞徳によって大成された清水流規測術の極意をまとめた巻物



小方儀

幕末時代より明治25年頃まで使用された、ポケットコンパスの前身。

尾張国大野（現 愛知県常滑市）の時計師が、各種時計製造のかたわら作ったものである



間 繩

尺貫法が使われていた時代、麻糸を編んで作り 1間（1.82メートル）毎に印をつけて距離を測定した



アリダート

平板測量の際、平板の上に設置して目標地点の方向を決める機器

『調査士の経験談シリーズ』 第16回目



土地家屋調査士として開業して6年目になりますが、現在進行中の事件をご紹介します。

土地の分筆を依頼され、公図を持って現地に行ってみると、どうも周辺の道路（市道）形状と公図、土地の利用状況が合っていないようでした。公図や道路の位置関係からAさんの土地であるはずの場所が、隣のBさんの所有地としてAさんもBさんとも認識していました。また、20年ほど前に地積更正登記もされていて、公図とは違う地積測量図が備わっていました。公図は昭和34年に国土調査で作成された地籍図です。（14条地図にはなっていません）

こうなると調査が大変です。周辺を含んだ閉鎖公図、閉鎖登記簿を取り寄せ時系列に土地の変遷をまとめてみました。また現況平面測量も広い範囲が必要で、時間は掛かりましたが納得がいくまで調査するしかありません。法務局とも何回か協議し、調査もしていただき徐々に問題がはっきりしてきました。公図上のAさんの土地を占有しているBさんは昭和48年にCさんからその部分を購入したのでしたが、その売買の際、位置（範囲）の認識に誤りがあったのです。東西に約10m違っていてAさんの土地をCさんの土地として誤って購入してしまいそのまま占有をしてきました。本来BさんがCさんから購入した正しい位置の土地はすでに道路（市道）になっています。今では考えられませんが公図と現地との整合を確認をせずに売買してしまったのです。

松本支部 牛 越 一 明

AさんとBさんにこのことを納得していただかなければ分筆申請が出来ないわけですが、特にBさんにとっては青天の霹靂。到底『はい、そうですか』と言うわけにはいきません。自分の土地として長年占有してきて、Aさんも認めていた300m²程の土地が実はBさんの土地ではなくAさんの土地ですよと言われたのですから。この調査士の言っていることは本当なのか？…と思うのは当然です。Bさんには厳しい話もしました。西方40mにある堤防から距離を確かめいたら10m違うことは確認できたはず。結局は確認不足でしょう、違っている事を認めて頂かなければ業務を進めることはできない、市道部分は寄附することになる、などなど。

さすがにここまで話をするからには自分自身が納得して、不安がなくなるまで調査してからでないとできません。他の調査士と情報を共有して確かめ合うことが出来たらなあと強く感じました…。現地での立会い確認も2回行い、何回か説明や話し合いをしてなんとか認めて頂き分筆申請をすることが出来ました。が、隣接地も含めてつじつまが合わない地積測量図が幾つかあり、また、この間違いが原因で実際には道路ではないところを道路として分筆されているので、これからその訂正には行政も関係しながら多くの労力が掛かるものと思われます。所有権移転登記の抹消、分筆錯誤による分筆線の抹消、新たな地積更正・分筆登記、所有権移転登記を予定しています。当時は周辺地を含めて一面の農地で目標物もあまりなく、何かの勘違いがそのまま現在の市街地になってしまったよ

うですが、なんとも大きな勘違いでした。

ここで、時効取得についてですが、私は聞かれたら基本的なことだけを伝え、後は弁護士に相談してくださいと言うことにしています。時効取得を援用するかは本人次第であるし相手方との関係も色々あるでしょう。時効取得のことを積極的に伝えることは相手方には不利になってしまふ場合も考えられます。開業当初は時効が成立しそうな場合は伝えなければいけないのではないかと悩んだこともありましたが、今では中立な立場の土地家屋調査士としては聞かれたら伝えるでいいと割り切っています。皆さんはどうしているでしょうか？

土地家屋調査士の仕事は依頼者の財産に直結しています。間違っていましたでは済まされません。その時は良くても10年20年経ってから問

題になってしまいます。事前調査の手を抜くことなく納得のいく仕事をしていきたいと思います。

最近の出来事（地中から境界杭が…）

事前調査で境界杭がありそうな所を15cm程掘っても確認できなかったので境界杭はないものとして立会ったところ、いざコンクリート杭設置のために更に掘り下げていったら30cm程の深さから杭が出てきた事が続けてありました。これには困ってしまいました。関係者が近隣にいたときはもう一度立会い確認をしましたが、遠方の場合は写真で確認して納得していただきました…。事前確認でどこまで掘って調査するか、悩んでしまいます。

平成25年度土地家屋調査士試験合格証書交付式

昨年12月25日（水）長野地方法務局において平成25年度土地家屋調査士試験における県内合格者6名への合格証書交付式があり、吉岡欣三法務局長より1人1人に合格証書が手渡されました。終了後本会会館において芦澤会長より調査士会ならびに今後の手続き等の説明が行われました。



法務局長より合格証書の授与



本年度合格者の皆様

山内商事株式会社から会員の皆様へ

Windows XPサポート終了に伴うパソコンの移行

山内商事株式会社 システム課 鈴木 岳仁

2014年4月8日
Windows XP
サポート終了

日頃の業務に欠かせないパソコン。古いパソコンを使い続けていらっしゃる方も多いとは思いますが、オペレーティングシステム（基本ソフト）であるWindowsXPのサポート終了について話題になっています。WindowsXPのサポートは平成26年4月8日で打ち切られる事がマイクロソフトよりアナウンスされています。

WindowsXPは平成13年に発売され、約10年に渡りオペレーティングシステムとして普及し、その役割を担ってきました。パソコンやネットワークの技術も進化して、利便性がより高くなった背景もあります。インターネットに接続され、情報の検索や電子メールの活用、オンライン登記等、業務も効率が上がってきました。その反面、ウイルス感染等の懸念も広まっています。その対策しておく必要があります。

必ず行いましょう！！
Windows Update

Windowsはネットワークを通じた攻撃（何者かが仕掛ける悪戯）と常に戦っています。

悪意を凝らした手法も時とともに高度になっており、マイクロソフトではタイムリーにその対策を施しています。それがWindows Update。Windowsは定期的に更新されます。Windows Updateは毎月提供されていますので、必ず更新を行いましょう。

この更新、平成26年4月9日から、WindowsXP向けに提供されなくなります。

**Windows XP の後継は？
OSとパソコンの選び方**

選び方その1

費用は掛かりますが、新しいパソコンを購入する方法があります。

この場合には

- ① Windows8.1がインストールされたパソコン
 - ② Windows8.1のダウングレード権を使ってWindows7がインストールされたパソコン
- どちらもパソコンメーカーの保証が付いているので、安心して利用することができます。さらに②の場合には、Windows8.1の権利も付いてきますので、将来Windows7からWindows8.1へ無料でアップグレードできます。

選び方その2

まだ購入して数年のパソコンは「もったいない」事があります。Windowsのみを購入して、既存のパソコンにインストールする方法があります。

この場合には

- ① Windows8.1
 - ② Windows7のDSP版
- があります。注意が必要なのは、CPUの性能、メモリサイズ、ハードディスクの容量など、Windowsが動作するシステム要件を満たしている事。必要に応じてメモリの増設、古いハードディスクの交換などを行って対応できる事もあります。

新しいWindowsとパソコン 乗り換えるとこんなことが

新しいWindows の操作に慣れない

あれっ！？今まで使っていた方法と違う！あのメニューがない？どこクリックすれば…最新のWindows、操作性は優れていますが、使い慣れた画面から変わってしまうと慌ててしまうものです。でもこれは、使って行けば慣れてくるでしょう。前で触れた2種類のWindowsには、それぞれの特徴があります。Windows8.1はタブレット端末でも採用され、タッチパネルを活用した操作性に対応しています。それに比べると、Windows7は従来のデスクトップでの操作性を踏襲しています。そのため、Windows7の方がWindowsXPに近い操作性を持っており、使いやすいでしょう。

古い周辺機器、ソフトウェア などが使用できなくなる？

パソコン周辺機器やソフトウェアを使用するためには、Windowsやハードウェアの構成など、動作条件を満たしている必要があります。その上で2種類のWindowsのどちらを選ぶか参考になります。Windowsで動作することが可能かどうか、個々のメーカーの情報を確認しましょう。ソフトウェアの場合、対応させた修正モジュールが提供されていたり、プリンタ等の場合、対応したドライバが提供されている場合もあります。それぞれのWindowsには、32ビットと64ビットというバージョンの違いがあり、古い機器やソフトウェアの場合、64ビットのバージョンに対応していない場合もあります。また、古い測量CADソフトをお使いのお客様は、Windows7の32ビットの方が互換性を持ちます。

ファイルやデータは移行が必要

業務のデータは過去のものから蓄積されています。測量データや93条不動産調査報告書、他にも写真、電子メールなど。過去数年分のデータでもあるこれらのファイル、コピーに時間が掛かることがあるでしょう。測量データなどはファイルだけコピーしても使えない、設定が初期状態に戻ってしまう、などの支障もあります。乗り換え前にデータの整理や移行の準備を行いましょう。

移行、運用、サポートは 山内商事にご相談下さい！！

パソコンやWindowsの入れ替えも、運用が安定するまでには時間を要します。WindowsXPをお使いのお客様は、早めの移行の検討をお勧めします。新しいWindowsはセキュリティだけではなく、動作の安定性、操作性、機能の向上も図られており、きっと業務のさらなる効率化にお役に立つでしょう。是非この機会に、山内商事にご相談下さい。

最新のWindowsで業務効率化！！

セキュリティ対策も安心！！



山内商事株式会社

システム課

info@yamauchikk.co.jp

お知らせコーナー

日調連発第256号
平成25年11月19日

名古屋市長 殿
(公印省略)

日本土地家屋調査士会連合会長 様

25市経住第182-19号
平成25年11月12日

別添

郵便による住民票や戸籍に関する証明書の請求先の変更について(依頼)

日頃は、本市の市政運営にご協力いただき誠にありがとうございます。
さて、本市では、現在、各区役所・支所で実施している郵便により請求のあつた住民票の写し等の交付事務を、本年12月2日から「証明書交付センター」に集約して取り扱うことになりましたので、お知らせいたします。
つきましては、郵便により、下記の証明書を請求される場合は、証明書交付センター宛て送付いただきますよう、会員の皆様にご周知をお願いいたします。

記

1 取扱証明書及び手数料

証明書	手数料
住民票の写し	300円
住民票記載事項証明書	
戸籍全部(個人)事項証明書(戸籍謄抄本)	450円
除籍全部(個人)事項証明書(除籍謄抄本)	750円
改製原戸籍謄抄本	
戸籍の附票の写し	
身元証明書	300円
独身証明書	
姫須要件具備証明書	

※上記以外の証明書を請求される場合は、該当の区役所・支所へご請求ください。
※手数料は、定額小為替でおつりのないようにお願いします。

2 請求先

〒46-8502 名古屋市熱田区神宮三丁目1番15号(熱田区役所2階)
「証明書交付センター」
Tel : 052-972-3114 Fax : 052-671-3126

〔市民経済局地域振興部住民課 藤井 桓川
Tel : 052-683-9532 Fax : 052-953-4396〕

日調連発第277号
平成25年12月9日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

新たな政府共用自己署名証明書の確認及び登録について（お願い）

登記・供託オンライン申請システムにおける申請用総合ソフトのバージョンアップ等については、本月9日付け日調連発第277号をもってお知らせしたことろであります。申請用総合ソフトを利用するに当たっては、政府共用認証局自己署名証明書（以下「証明書」という。）を登録しておくる必要があります。当該証明書は、政府認証基盤を構成するアプリケーション認証局2システムへの暗号移行に伴い、新たな証明書が発行されており、バージョンアップ後の申請用総合ソフトを利用するには、新たな証明書を登録しておくことが必要であります。

また、新たな証明書が、パソコンに登録されていない場合、申請用総合ソフトに通信エラー等の事象が発生することがありますので、新たな証明書を登録するよう、貴会所属会員に周知いたどきますようお願いします。

なお、新たな証明書の確認及び登録方法につきましては、次のURLに掲載しております。

http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/information/info_201312.html

法務省運営の申請用総合ソフトのバージョンアップ等について（お知らせ）

登記・供託オンライン申請システムにおける申請用総合ソフトに登記ねっと（お名前）に、3.14までのバージョンが公開されておりますが、本日20日（金）午後11時以降に同ソフトを起動すると、最新バージョンの3.2Aに更新されますので、参考までにお知らせします。

なお、本内容の詳細につきましては、次のURLに掲載しております。

http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/information/info_201312.html

各地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

日調連発第286号
平成25年12月26日

日本土地家屋調査士会連合会長

横浜市における戸籍及び住民登録関係の証明書に係る郵送請求先変更について（参考）
横浜市における戸籍及び住民登録関係の証明書に係る郵送請求先変更について（参考）
神奈川県から、別添のとおり標記に関するお知らせがありましたので、所属会員への連絡につきまして、よろしくお願いします。

神調總発 第474号
平成25年12月20日

日本土地家屋調査士会連合会長 殿

神奈川県土地家屋調査士会長

横浜市における戸籍及び住民登録関係の証明書に係る郵送請求先変更について

横浜市役所市民局区政支援部窓口サービス課から、別添のとおり標記に関する通知があ
りましたので参考までにお知らせいたします。

別添

平成25年12月16日

関係各位

日調連発第284号
平成25年12月19日

各地家屋調査士会長 殿

福岡市住民票等郵送請求センターの開設について（依頼）

日本土地家屋調査士会連合会長

福岡市長から、別添のとおり標記に関するお知らせと会員への周知について協力の依頼がありましたので、所属会員への連絡につきまして、よろしくお願ひします。

「福岡市住民票等郵送請求センター」の開設について（依頼）

横浜市郵送請求事務センターの設置について（ご案内）

時下、貴職におかれましてはますますご清祥のことお喜び申しあげます。
さて、本市では、平成26年2月3日より、市内18区役所で行っている郵送による戸籍及び住民登録関係の証明書を集約して処理することになりました。

これに伴い、平成26年2月3日以降、郵送により戸籍及び住民登録関係の証明書をご請求いたしました。

次の場合、次の郵送請求先までお願いいたします。
なお、市内18区役所宛にご送付いただいた請求書は、郵送請求事務センターへ転送して処理を行います。そのため、郵送請求事務センターへ直接ご請求いただいた場合は、返信までに要する日数が多くなりますのでご了承ください。

1 平成26年2月3日以降の郵送請求先

名称 横浜市郵送請求事務センター
所在地 〒231-6307 横浜市中区尾上町1丁目6番地

※主な取扱証明書及び交付手数料

戸籍関係		住民票関係		
戸籍全部事項証明書・戸籍謄本	450円	戸籍の附票の写し	300円	住民票の写し
戸籍個人事項証明書・戸籍抄本	450円	身分証明書	300円	住民票記載事項証明書
除籍全部事項証明書・除籍謄本	750円	死身証明書	300円	不在住証明書
除籍個人事項証明書・除籍抄本	750円	不在籍証明書	300円	住居表示証明書
改製戸籍謄本・抄本	750円			無料

※詳しくは、「横浜市郵送請求事務センターホームページ」をご覧ください。
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/nadouuchi/koseki/yusoucenter.html>)

※証明書の請求は、郵送請求事務センターでは取扱っておりません。
詳しくは、「よこはま市民のホームページ（住民窓口のご案内「郵送請求」）」をご覧ください。
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/citizenicityax/mado/#04>)

2 貴会員への周知

本件については、業務で郵送請求を行う貴会員へ周知くださるよう重ねてお願いいたします。
※一定期間に同一請求者から多量の請求があつた場合、個別に請求理由を照会することがござりますので、予めご了承ください。

横浜市民局区政支援部窓口サービス課
郵送請求事務セクション事務担当 TEL 03-671-2176

別添

(公印省略)
市区第616号
平成25年12月11日

福岡市長 高島 宗一郎
(市民局総務部区政課)

日本土地家屋調査士会連合会会長 横

「福岡市住民票等郵送請求センター」の開設について（通知）

日頃から、本市の市政運営にご協力いただき誠にありがとうございます。
本市では、行政手続きの利便性向上及び事務の効率化を図るため、現在、各区役所及び各出張所で行っています。住民票の写し等の郵送請求に係る事務を集約化し、平成26年1月6日（月）より「福岡市住民票等郵送請求センター」（以下「センター」という。）を下記のとおり開設することとなりましたので、お知らせいたします。
つきましては、開設日以降に職務上請求書を郵送請求いただく場合は、センターへご請求いただくことになります。このことにつきましては、貴会員様にご周知いただきますようお願いします。
なお、センターでは郵送請求のみの取り扱いとなりますが、窓口請求につきましては、今までどおり各区役所及び各出張所での取り扱いとなりますので、あわせてご周知いただきますようお願いします。
また、職務上請求におきましては、住民基本台帳法の定めに基づき日頃より適正な請求をいたしているところですが、一部使用目的の記載がない場合なども見受けられますので、適正な請求についても再度ご周知いただければ幸いです。
今後も、当センターの運営につき格別のご協力をいただきたいと思いますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1 取扱証明書
・住民票の写し、住民票記載事項証明書等
・戸籍謄抄本等
・その他市民課が交付する各種証明書

- 2 所在地（あて先）
〒810-8662 福岡市中央区長浜3丁目11-3 福岡市市場会館11階
「福岡市住民票等郵送請求センター」
TEL：092-711-7088 FAX：092-711-7062

- 3 略務時間
月曜日から金曜日の「8時45分から17時30分まで
(祝日、年末年始(12月29日から1月3日)を除く)

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1
福岡市市民局総務部区政課
担当：井上・上村
電話：092-711-4074

平成26年4月1日「証紙」貼付制度廃止

引き続き廃止まで「証紙」の貼付をお願いします。

長野県土地家屋調査士会会长 芦澤文博

第17回詰将棋の解答

【第1図】より…

- | | |
|-----------------|----------|
| 1手: 2二金 | 2手: 同玉 |
| 3手: 2三金 | 4手: 1一玉 |
| 5手: 2二金 | 6手: 同玉 |
| 7手: 3四桂 | 8手: 3一玉 |
| 9手: 2二角成 【第2図】 | |

【第2図は 4二角成まで】



編集後記



新年明けましておめでとう
ございます。
会員の皆様には健やかに新
春をお迎えの事とお慶び申し
上げます。

我々会報編集委員会も、昨年就任以来、夏号、秋号と版を重ね今回の新年号で、三回目の編集会議となり、発足当時、経験者は大内委員長ただ一人の委員会でしたが、すでにベテランの趣をもつ委員会となっていました。

会員の皆様からの、会報ながのへの忌憚のないご意見ご要望、ご寄稿をお待ちしておりますのでいつでも編集委員会までご連絡ください。

我が家では、元旦に、本家に一族郎党が集まり、お屠蘇を頂戴し新年のあいさつを交わすの

が習わしとなっております。

その後、菩提寺で御先祖の位牌堂に参拝をし、住職に年始の挨拶をして、この一年が始まります。

会員の皆様はどのように新年をお迎えでしょうか。

本会役員としては、1月6日の御用はじめに、例年どおり佐久支局に支部役員と共に、年始の挨拶に参りました。

翌日の7日には、午前中正副会長会議、午後長野地方法務局、長野県弁護士会、長野県司法書士会への年始の挨拶に行って参りました。

本年が会員の皆様にとりまして良い一年になりますようご祈念申し上げます。

(広報部担当副会長 小山良生)

会報ながの第191号

発行 長野県土地家屋調査士会
会長 芦澤文博
編集者 広報部
印刷 中央プリント(株)

平成26年2月4日発行

〒380-0872
長野市大字南長野妻科399-2
TEL 026 (232) 4566
FAX 026 (232) 4601
URL <http://nlb.or.jp>
E-Mail naganolb@nlb.or.jp

KAIHO NAGANO

